

電波法関係手数料令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（講習手数料）

第十二条 法第三十九条第七項の規定による講習を受ける者が納めなければならぬ手数料の額は、二一、五〇〇円とする。

（講習手数料）

第十二条 法第三十九条第七項の規定による講習を受ける者が納めなければならぬ手数料の額は、二六、九〇〇円とする。

（無線従事者国家試験手数料）

第十三条 法第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならぬ手数料の額は、試験を受ける無線従事者の資格に従い、次の表による額とする。

（無線従事者国家試験手数料）

第十三条 法第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならぬ手数料の額は、試験を受ける無線従事者の資格に従い、次の表による額とする。

	資格	試験手数料(単位円)
一	第一級総合無線通信士	<u>二一、二〇〇</u>
二	第二級総合無線通信士	<u>一八、八〇〇</u>
三	第三級総合無線通信士	<u>一三、六〇〇</u>
四	第一級海上無線通信士	<u>一七、四〇〇</u>

	資格	試験手数料(単位円)
一	第一級総合無線通信士	<u>一八、八〇〇</u>
二	第二級総合無線通信士	<u>一六、七〇〇</u>
三	第三級総合無線通信士	<u>一三、一〇〇</u>
四	第一級海上無線通信士	<u>一五、四〇〇</u>

十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
第二級陸上無線技術士	第一級陸上無線技術士	航空特殊無線技士	航空無線通信士	レーダー級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第一級海上特殊無線技士	第四級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	第二級海上無線通信士
一三、七〇〇	一六、五〇〇	六、四〇〇	九、三〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	七、五〇〇	七、四〇〇	九、六〇〇	一五、三〇〇

十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
第二級陸上無線技術士	第一級陸上無線技術士	航空特殊無線技士	航空無線通信士	レーダー級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第一級海上特殊無線技士	第四級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	第二級海上無線通信士
一一、八〇〇	一三、九〇〇	五、四〇〇	九、〇〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	六、五〇〇	七、〇〇〇	八、八〇〇	一三、六〇〇

二十三	第二級アマチュア無線技士	五、一〇〇
二十二	第三級アマチュア無線技士	五、四〇〇
二十一	第二級アマチュア無線技士	七、八〇〇
二十	第一級アマチュア無線技士	九、六〇〇
十九	国内電信級陸上特殊無線技士	五、五〇〇
十八	第三級陸上特殊無線技士	五、六〇〇
十七	第二級陸上特殊無線技士	五、六〇〇
十六	第一級陸上特殊無線技士	六、三〇〇

二十三	第四級アマチュア無線技士	四、九五〇
二十二	第三級アマチュア無線技士	五、二〇〇
二十一	第二級アマチュア無線技士	七、四〇〇
二十	第一級アマチュア無線技士	八、九〇〇
十九	国内電信級陸上特殊無線技士	四、五〇〇
十八	第三級陸上特殊無線技士	五、一〇〇
十七	第二級陸上特殊無線技士	五、一〇〇
十六	第一級陸上特殊無線技士	五、三〇〇